

# 市政

令和5年1月号

# 特集

## これからの都市自治体の子ども・子育て施策

虐待や貧困、少子化問題など、子どもを取り巻く環境は厳しさを増す中、子ども関連の政策を一元的に担うこども家庭庁が2023年4月に設立されます。設立後は自治体との連携を強化し、各種施策を進めることとしています。

特集ではこども家庭庁設立の経緯とその概要、これからのこども政策の方向性などについて内閣官房にご寄稿いただきました。また、各種機関との円滑な連携の下で進める多角的・重層的な子育て支援、福祉・医療・教育分野が一体となって推進するニューボラ施策、切れ目のない伴走型の子育て支援を実施し、移住者増につなげた取り組みなど、効果的な子ども・子育て施策の推進に取り組んできた都市自治体の取り組み事例を紹介します。

寄稿 1

### こども家庭庁の設立と 都市自治体のこども政策の方向性

杏林大学客員教授、ルーテル学院大学客員教授、内閣官房こども家庭庁設立準備室政策参与前・三鷹市長、元・全国市長会子ども子育て施策担当副会長 清原慶子

寄稿 2

### コンパクトシティ福生の子ども・子育て施策

福生市長 加藤育男

寄稿 3

### 「大東市版ニューボラ」の寄り添い型支援

大東市長 東坂浩一

寄稿 4

### 子どもにやさしく、子育ての喜びを 実感できるまちづくり

臼杵市長 中野五郎



# 1

## こども家庭庁の設立と

### 都市自治体のこども政策の方向性

杏林大学客員教授、ルーテル学院大学客員教授、内閣官房こども家庭庁設立準備室政策参与  
前・三鷹市長、元・全国市長会子ども子育て施策担当副会長

きよはらけいこ  
清原慶子



#### こども家庭庁設立の背景と経過

こども家庭庁設立に関する議論が本格化した令和3年度、6月に提起された全国市長会「提言（子ども・子育てに関する提言）」に列挙されている項目は、①安心して、結婚、妊娠・出産、子育てができる社会の構築、②子ども・子育て支援新制度、③幼児教育・保育の無償化、④保育対策、⑤放課後児童健全育成事業の推進、⑥児童館の運営及び施設整備、⑦児童虐待防止対策の強化を図るための総合的な支援、⑧子どもの貧困対策の推進、⑨ひとり親家庭への支援施策、⑩全国一律の子どもの医療費助成制度の創設、⑪新型コロナウイルス感染症関係である。

これらの項目の所管は現在まで主として内閣府、厚生労働省等に分かれており、各担当間の連携の推進が課題であることから、この間、子ども子育て支援新制度等が協議される時期等を含む折々に、全国市長会だけでなく、全国知事会・全国町村会から、子ども子育て政策を中核とする省庁創設の必要性が提起されていた。しかも、長引くコロナ禍で日本の出生率は減少の一途をたどっており、少子化対策および子ども子育て政策

の充実は国として早急に対応すべき重要政策課題として地方三団体から提起され、近年は国会や政府内でも集中的な検討の機運が増してきていた。

例えば、平成30年3月に「超党派ママパパ議員連盟」が超党派の子育て世代の議員16人によって設立され、設立当時の会長は自民党の野田聖子衆議院議員、副会長は公明党の高木美智代衆議院議員と立憲民主党の蓮舫参議院議員、幹事長は自民党の橋本聖子参議院議員である。また、令和3年2月自民党若手議員を中心に「Children Code」の子ども行政のあり方勉強会（事務局：自見はなこ参議院議員・山田太郎参議院議員）が発足し、こども庁創設に向けて集中的な調査活動が進められた。そして、同年6月3日には自民党「『こども・若者』輝く未来創造本部（本部長：二階俊博幹事長（当時）」が「『こどもまんなか』改革の実現に向けた緊急決議」を取りまとめ、その実現に向けた強力な総合調整機能を有する行政組織としてこども庁（仮称）の創設を提案した。

こうした動きを経て、同年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針）」では、「子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間

の縦割りを排し、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期を通じて、子供の権利を保障し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、就学時等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携、子供の安全・安心の確保、関係部局横断的かつ現場に至るまでのデータ・統計の充実・活用等を行い、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する」と記載された。

7月には、こどもに係る行政組織創設を検討するため、関係府省庁の職員からなる「こども政策の推進に係る作業部会」と内閣官房に「こども政策推進体制検討チーム」が設置された。9月には、内閣官房長官の下に「こども政策の推進に係る有識者会議」が開催され、筆者は11月10日に市長経験者として「こども政策に係る自治体と国との連携」についてヒアリングを受けた。11月末に岸田文雄内閣総理大臣に提出された有識者会議報告書を反映した「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が12月21日に閣議決定され、内閣官房に「こども家庭庁設置法案等準備室」が

資料1 子ども家庭庁の体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、子ども政策を担当する内閣府特命担当大臣、子ども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

企画立案・総合調整部門

- ▶ **子どもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整**
  - ・ 子どもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等への子ども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等の検討
  - ・ 子ども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
  - ・ 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施（外務省と連携）
- ▶ **必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等**
- ▶ **データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善**
  - ・ 子どもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告（法定白書）の一体的な作成
  - ・ 子どもや家庭に動的なプッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進（デジタル庁と連携）

成育部門

- ▶ **妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等**
  - ・ 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
  - ・ 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- ▶ **就学前の全てのこどもの育ちの保障**
  - ・ 幼稚園、保育所・認定こども園（「3施設」）、家庭、地域を含めた取組の主導、未就園児対策
  - ・ 3施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
  - ・ 認定こども園の事務の簡略や縦割りの改善（施設整備費の一本化等）
- ▶ **相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり**
  - ・ 子ども、若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
  - ・ 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、子ども食堂、学習支援の場などの様々な居場所（サードプレイス）づくり
  - ・ 児童手当の支給
- ▶ **子どもの安全**（性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証（CDR）等）

支援部門

- ▶ **様々な困難を抱える子どもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援**
  - ・ 地域の支援ネットワークづくり（子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会）
  - ・ 児童虐待防止対策の強化
  - ・ いじめ防止及び不登校対策（文部科学省と連携）等
- ▶ **社会的養護の充実及び自立支援**
- ▶ **子どもの貧困対策、ひとり親家庭の支援**
- ▶ **障害児支援**

設置された。  
令和4年2月25日「子ども家庭庁設置法案」「子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定の上国会に提出され、4月4日には議員立法（提案者：加藤勝信衆議院議員ほか）による「子ども基本法案」が国会に提出された。6月7日参議院内閣委員会において

子ども家庭庁の概要

令和5年4月1日に設立される子ども家庭庁は、子ども家庭庁設置法第3条に「心身の発達過程にある者（以下「子ども」という）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、子どもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、子ども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行う」「関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助ける」と、その任務が規定されている。

子ども家庭庁は内閣総理大臣直属の機関、内閣府の外局として設置され、子ども政策の司令塔機能をもつ子ども家庭庁に一本化するとともに、各省大臣に対する勧告権等を有することも政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化し、子ども家庭庁の事務方の長は子ども家庭庁長官とする。また、総理を長とする閣僚会議を一体的に運営する。子ども家庭庁の所掌事務は、資料1に示されているように、主として内閣府と厚生労働省の

子ども家庭部門の行政が統合されるとともに、体制としては「企画立案・総合調整部門」「成育部門」「支援部門」の大きく3部門で構成される。職員は300人超となる見通しで、自治体や民間からも人材を登用する方針である。「企画立案・総合調整部門」は、子どもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整、子ども政策に関連する大綱の一体的な作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援、データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善等を所管する。「成育部門」は、妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等、就学前の全てのこどもの育ちの保障、相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり、子どもの安全（性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証（CDR）等）を担当する。「支援部門」は、様々な困難を抱える子どもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援、社会的養護の充実及び自立支援、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の支援、障害児支援を担当する。

なお、本年度に準備室では、「子ども大綱」の策定に向けた検討、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」の策定に向けた検討、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の策定に向けた検討、教育・保育施設等や子どもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討、いじめの防止に向けた地方自治体における具体的な取り組みや体制づくり等の推進、子どもや若者から直接意見を聴

く仕組みや場づくりについての調査研究などを進めており、子ども家庭庁がこれまで十分取り組めていなかった分野や新たな分野に積極的に取り組むための準備が進んでいる。

## 子ども家庭庁設立および子ども基本法 施行に伴う子ども政策の方向性

子ども家庭庁の基本姿勢は、①子どもの視点、子育て当事者の視点（子どもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映）②地方自治体との連携強化（現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置）③NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働（NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用）である。

令和5年度以降の子ども家庭庁の設立および子ども基本法の施行によって、都市自治体に求められる子ども政策の方向性について、ここでは（1）子ども計画の策定（努力義務）、（2）子どもに関する政策における子ども等の意見の反映（義務）、（3）年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援、（4）国と自治体の連携によることもまんなか行政の推進、に絞って考察する。

### （1）「子ども計画」の策定（努力義務）

子ども計画の策定については、「子ども基本法」第5条に「地方公共団体は、基本理念ののっとり、子ども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務

を有する」と規定されているとともに、第10条には「都道府県は国の子ども大綱を勘案し、また、市町村は国の子ども大綱と都道府県子ども計画を勘案し、それぞれ、子ども計画を定めるよう努めるものとする」というように、都道府県子ども計画、市町村子ども計画の策定が努力義務として規定されている。また、これらの計画は、法令の規定により都道府県、市町村が作成することも施策に関する計画と一体のものとして作成することができることとされている。

現状、各自治体は平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことに伴い、「子ども・子育て支援法」第61条で「五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるもの」と規定されている「子ども・子育て支援事業計画」を法定計画として策定している。現在は、一般的に各自治体では令和2年度から令和6年度までの計画期間にあり、令和5年度は次期計画策定に向けたニーズ調査の実施時期に当たる。本計画には、①教育・保育提供区域の設定、②各年度における教育・保育の量の見込み、③教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、④地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、⑤地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期、⑥教育・保育の一体的な提供に関する内容、⑦施設等利用給付の円滑な実施に関する内容が、計画に記載しなければならぬ基本的記載事項（必須事項）とされている。

既に、各自治体では、子ども・子育て支援事業計画をはじめとする子ども施策に関する複数の計

画の一体的作成が進められているが、「子ども基本法」に基づく「子ども計画」の策定に当たっては、「子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする子ども施策に関する既存計画と一体的に策定し、子ども施策に関する包括的な計画とすることが望まれる。子ども家庭庁においては、今後、さまざまな情報提供・支援を通じて、自治体における子ども計画の策定を後押ししていくことになる。

### （2）子どもに関する政策における子ども等の意見の反映（義務）

「子ども家庭庁設置法」第3条には、先述のように「子どもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本」とあるとともに、「子ども基本法」においては、基本理念について、第3条に示されている6項目のうち、「③全ての子どもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、④全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」と規定されている。また、同法第11条は「子ども施策に対する子ども等の意見の反映」として、「国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」と規定し、「子ども等の意見を反映させるために必要な措置」を国や地方公共団体に義務付けている。この地方公共団体には教育委員会や法律や条例に定めるところに



ン(出産に備えた物品購入、産前産後ケアや子ども一時預かり、家事支援などのサービスに利用)あるいは現金を支給する。また、出生届提出後にも面談を受け、クーポン等については妊娠届提出時と出生届提出後の合計で10万円とするものである。

出産後も保健師や助産師が継続的に面談や自宅訪問などを行い、親に「伴走」する形で出産後も育児を助ける仕組みで、地域のNPO法人や保育所の保育士の協力を得ることも想定するなど、支援内容の詳細は自治体の判断に委ねる方針である。実施主体は都市自治体を含む基礎自治体であり、当初は厚生労働省の所管としてスタートし令和5年度の所管は子ども家庭庁となる。

この事例のように子ども家庭庁は、結婚、妊娠前後、出産から子どもの育ちの支援や子育て支援について、「年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援」を進めていく方向性であり、その実際の現場は都市自治体を含む基礎自治体なのである。

#### (4) 国と自治体の連携によることもまんなか政策の推進

令和4年11月17日、全国市長会社会文教委員会委員長の吉田信解・本庄市長、副委員長の東坂浩一・大東市長、都竹淳也・飛騨市長が、内閣官房子ども家庭庁設立準備室の渡辺由美子室長、小宮義之次長を訪問し、全国市長会による「子ども・子育てに関する重点提言」および社会文教委員会と子ども・子育て検討会議による「子ども・子育ての充実に関する特別意見」を提出す

る際に、筆者は準備室政策参与として同席した。

「子ども・子育ての充実に関する特別意見」の項目は、「1. 子ども施策の実施に向けた確実な財源確保、2. 伴走型相談支援等の子ども支援等の充実、3. 全国一律の子ども医療費助成制度の創設等、4. 誰一人取り残されることのない子ども施策推進のための人材育成・確保、5. 困難な環境にある子育て世帯への支援、6. 物価高騰にかかる幼児教育・保育施設等への支援」である。

子ども家庭庁設立準備室ではこのような要請行動の際の対話を含め、①大臣・副大臣・政務官による子ども・若者との対話や自治体・子育て支援の現場訪問と車座形式での意見交換、②国(子ども政策担当大臣)と地方(地方三団体・全国知事会、全国市長会、全国町村会)の協議の場、③実務担当者会議の開催(都道府県、政令市、中核市・特別区・その他の市町村の類型別)、④自治体向けのオンライン説明会・質疑応答の実施、⑤予算・補正予算の概要や施策に関する事務連絡・質疑応答集(Q&A)等の提供などを実施している。



子ども家庭庁設立準備室長への要請行動(左から、都竹・飛騨市長、東坂・大東市長、吉田・本庄市長、渡辺室長、小宮次長、筆者)

さて、全国市長会の「子ども・子育てに関する重点提言(令和4年11月)」における「子ども家庭庁について」には「(1)子ども家庭庁において、子ども関連施策を一体的に推進するとともに関係省庁との連携強化を図ること」の項目が置かれ、「子ども・子育て施策に係る一層の質の確保と向上がもたらされるよう、十分な財源の確保を含めた必要な措置を講じること。なお、都市自治体は、子ども・子育て施策の実施主体であることから、子ども・子育て関連施策の見直しや拡充に当たっては、都市自治体とも十分に連携を図るとともに、各種制度の簡素化等を講じること」とある。

子ども家庭庁の基本姿勢には、先述のように都市自治体を含む「地方自治体との連携強化」が明確に位置付けられている。従って全国市長会との関係においては、引き続き、会長と子ども政策担当大臣との協議をはじめ、社会文教委員会および子ども子育て検討会議を中心に、国との適時適切な協議を継続し、相互の信頼関係を強化しつつ具体的な事業遂行の連携が確保されることよって、真に「子どもまんなか」政策が実現すると考える。

# コンパクトシティ福生の子ども・子育て施策

福生市長(東京都)

加藤育男



## はじめに

福生市は、都心から西へ約40kmに位置し、10・16km<sup>2</sup>の狭い地域のうち、東側の約3分の1を占める米軍横田基地のあるまちとしても知られている。基地がある国道16号沿いのアメリカンなまち並みが映える一方で、市の西側は、江戸時代から続く二つの造り酒屋が和の雰囲気醸し出す、和洋の二つの魅力を併せ持った都市である。

本市は平成14年の6万2503人をピークに人口減少に転じることとなり、東京都内の市部の中では、人口減少が早い時期に始まった自治体の一つであった。

そのような状況の中、市長として1期目となる平成20年以降、公約であった「子育てが元氣」「お年より・障害者が元氣」「教育が元氣」「まちが元氣」「スリムな市役所が元氣」の五つの柱の政策からなる「5つの元氣」を推進した。

職員たちはこれを、「元氣」の頭文字を取っ

て「5G」と呼び、平成24年度までに133に及ぶ関連事業を推進した。

## 「子育てするならふっさ」プロジェクト

その後、平成25年度に「まちづくり総合活性化研究」を実施し、人口減少の背景に「子育て世帯の流出」があるということが判明した。

これを受け、新たな政策として、「定住化施策」を体系化し、「住宅」「福祉保健」「教育」「生活安全」「産業・観光」の五つのGenre(ジャンル)にまとめ、これを「新5G」と名付け、新たな施策を展開することとなった。

「新5G」として体系化した定住化施策を予算形成に反映するための仕組みを作り、「予算の選択と集中」を進める一方で、子ども・子育て支援の視点から「子ども・子育て審議会」を中心として、事業の進行管理や評価を徹底して行った。

このような中で、若手職員の中

表 共働き子育てしやすい街ランキング2021

順位	自治体名	点数
1位	松戸市(千葉県)	83点
2位	宇都宮市(栃木県)	81点
3位	浦安市(千葉県)	78点
3位	富山市(富山県)	78点
5位	★福生市(東京都)	76点
5位	厚木市(神奈川県)	76点
5位	北九州市(福岡県)	76点
8位	青梅市、大分市、堺市	74点

から生まれたスローガンが「子育てするならふっさ」であった。このスローガンは職員のみならず、関係機関や市民にまでも広がりをみせるようになっていった。

平成27年には「共働き子育てしやすい街ランキング」(日本経済新聞社など)が実施され、

本市が全国2位という結果となり、その後も毎年実施されるランキングでトップテン入りが続いている（令和3年まで7年連続でトップテン入り。7年連続は全国唯一）。

この「子育てするなら、ふっさ」のスローガンの下、多角的・重層的な子育て支援を推進してきたことが、大都市や県庁所在地などが上位を占める全国のランキングの中で、人口や財政規模も小さな本市が肩を並べることができている理由の一つであると捉えている。

### コンパクトシティの強みを生かした 円滑な連携

本市の子ども・子育て施策の奏功において、欠かすことができないもう一つの要因が「コンパクトシティの強み」である。

市の職員数は約400人規模であり、理事者や管理職と職員の距離がおのずと近くなる。このような環境は意思決定の時間を短縮し、関係部署間の連携を円滑にする要因となっていると考える。

円滑な連携は、市役所内にとどまらず、一例を挙げれば幼稚園や保育園にも及ぶ。市内には幼児教育・保育施設が20施設あり、全施設が民間に委ねられているが、現場の担い手である各施設の園長などと市の職員は「顔なじみ」である。前出のランキングにおいて順位を大きく左右する待機児童について、7年連続でゼロを更新し続けることができているのは、待機児童解消のための園舎の増改築な

どに際して、保育園側が協力的であったことが大きな要因である。保育園側の負担は大きいですが、これも行政と現場が「顔なじみ」であるからこそ実現できたものと考えている。

また、令和2年に慶應義塾大学の研究チームが行った調査で、本市の幼児教育・保育の質の高さが全国トップレベルであるということが判明した。想定していた以上の結果であり、大変にうれしかったことを覚えている。当時の統計によると、保育士の平均勤続年数が都内では平均7・7年であったのに対し、本市は14・2年と2倍近くになっていることが分かった。市内の保育団体などが頻繁に会合を開催し、共同でひろば事業を実施するなど、保育園が相互に連携・協力していることなどが風通しの良さを生み、働きやすい環境を実現していると考えられ、これもコンパクトシティならではのといえるのではないだろうか。

### 本市の特徴的な子ども・子育て施策

ここで、本市の特徴的な施策についていくつか紹介したい。

#### ・子育て支援カード事業

子育て支援や商店街の活性化を目的として、カードを提示することにより、協賛店のさまざまな特典を受けることができる。令和



コロナ禍でも元気な園児たち

5年度は、カードのデジタル化や専用サイトの設置など、大きく改善を行う計画である。

#### ・医療的ケア児を市内全保育園で受け入れ可能

市と各施設が連携・協力することにより、負担が大きい医療的ケア児の保育について、市内の全保育園（全て民間委託）で原則受け入れが可能となっている。

#### ・学童クラブと放課後子ども教室の一体型事業

子ども家庭部と教育委員会教育部が連携して、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、両事業の一体型事業を展開している。令和9年度までには市内小学校全校で展開する計画となっている。

#### ・子育て世帯をターゲットにしたICTの活用

デジタル技術の活用やDXの推進は子育て世帯への効果が高い。チャットボットによる相談受付、保育園のICT化、学童クラブなどのオンライン申請、タブレットを活用した

テレビ電話多言語通訳サービス、予防接種・子育て健康ナビなど、担当と情報政策部門が綿密に連携して多角的に推進している。

・地域総掛かりの学校教育

市内小中学校全10校をコミュニティ・スクールに指定し、令和4年5月には委員が一堂に会する初の総会を開催。また、幼稚園・保育園・小学1年生の担任が委員となつて、小1プロブレムを軽減し円滑な接続に向けた情報共有などを行う「幼保小連携推進委員会」や、小中一貫教育の推進も特徴的な取り組みである。

・いつでも どこでも なんども iPad

市内全小中学校の児童・生徒に1人1台の端末を貸与。iPadを文房具のように使用できるように、Wi-Fiがなくても、いつでもどこでもつながるLTE端末を採用。授業はもとより家庭に毎日持ち帰り、家庭学習などにも使用している。

・英語教育の充実

全中学校にALT(英語指導助手)を常駐させるなど、充実した英語教育は、国際色豊かな本市における特徴的な取り組みの一つである。

いくつかの特徴的な施策を紹介したが、行政・関係機関・地域などが、綿密かつ円滑に連携することにより実現していることがお分かりいただけると思う。

PRの強化について

これまで紹介してきた施策について、市外に広く発信していくことも重要である。本市では、市の公式YouTubeチャンネルを活用し、子育て世帯向けのさまざまな動画を積極的に配信し、若い世代にアピールしている。また、スマートフォンに特化した子育て世帯向けのサイト「こふくナビ」は、子ども家庭部職員の有志で立ち上げたプロジェクトチームが関連するさまざまな部署などを巻き込んで、複雑で見にくくなっていったページを大幅に整理した。さらに、新たなコンテンツ



も手作りで作成し、令和3年10月から公開し、好評を得ている。各方面からの反響も大きく、他自治体や企業などからの問い合わせなども多い。

これらの努力が実つたのか、令和4年8月27日付けの日本経済新聞に本市の子ども・子育て施策が取り上げられ、「福生、子育て支援策奏功」「若年女性の比率上昇」などの見出しで大きく掲載されるなど、少しずつ成果が出てきていることを実感している。

おわりに

本市の取り組みについて紹介させていただいたが、これらの多くは大人目線の施策であるといえる。本年4月には、こども家庭庁の設置や、こども基本法の施行などが決定しており、国では「こどもまんなか社会」に向かっている。

本市においては、子どもに関する新たな司令塔として、本年4月から「子ども政策課」を創設する予定である。

これまでも「子育てするなら ふっさ」のローガンの下、子どものために多くの施策を展開してきたが、今後はより一層、子どもの権利や意見を尊重し、子ども目線による施策を展開したい。そして「こどもまんなかふっさ」の実現に向けて、さらなる一歩を踏み出していきたい。

# 「大東市版ネウボラ」の寄り添い型支援

大東市長（大阪府）

東坂浩一



## はじめに

大東市は人口約11万7000人、大阪府の北河内と呼ばれる地域にあり、西は大阪市、東は奈良県生駒市に接している。面積は18・27㎢とコンパクトながら、地形は平野から山地まで変化に富んでおり、その土地柄が多くの歴史を育んできた。約500年前には、織田信長に先んじて天下人と呼ばれ、畿内から四国にかけて9カ国を所領した戦国武将三好長慶が飯盛城を構えた。昭和31年に市制へと移行し、大阪中心部へのベッドタウンとして急激に発展を遂げてきたが、近年の少子高齢化の中で本市も出生数が減少しており、私が市長に就任した平成24年には転出超過数が大阪府内の自治体でワースト1位という危機的な状況であった。転出する世帯には子育て世帯も多く含まれており、子育て世代の流入に向けた、市独自の子ども・子育て支援施策の推進が求められることになった。

そこで本市では、これからのまちづくりの方向性を示すブランドメッセージとして、「子

育てするなら、大都市よりも大東市。」を掲げ、コンパクトな自治体ならではの小回りの利く政策形成を武器に、子育て世帯に対する相談支援や経済的支援など、多角的かつ独自の色のある子ども・子育て施策を推進し、子育てしやすいまちづくりに取り組んできた。子育て家庭が住みたい、住み続けたいと思える豊かな子育て環境の構築に向け、子ども・子育てに関し、切れ目の無い包括支援を目指す「大東市版ネウボラ」の取り組みについて、紹介させていたたく。

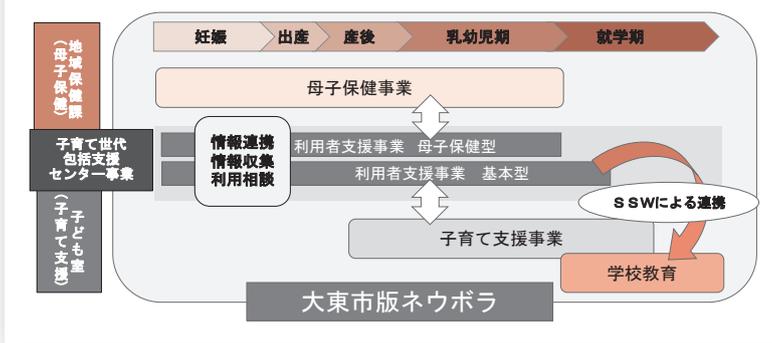
## 「大東市版ネウボラ」の伴走型支援の実施

令和5年度に創設されることも家庭庁は、将来にわたって持続可能な社会を確保するため、こどもに関する取り組み・政策を社会の真ん中に据え、こどもの視点でこどもの成長を社会全体で後押しするための組織であり、これまで関係府省庁において、それぞれの所掌に照らして行われてきた子ども・子育て支援施策を専一に行うとともに、全てのこども

の健やかな成長を社会が支え、伴走型の支援を行っていくことによる、Wellbeingの向上を目的としている。本市においてはこども家庭庁よりも早く、同様の考えに基づく施策を実施してきた。それが平成30年8月に、妊娠・出産期から子どもが18歳に至るまでの子どもの成長に係る伴走型支援の取り組みである「大東市版ネウボラ」である。

「大東市版ネウボラ」とは、子どもの発達、成長を支えるため、子育て世代包括支援センター「ネウボラ」を中心として、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの長期間にわたる、子育てに関する不安や悩みの相談支援を行う取り組みである。開設に当たり、当初は、国のガイドラインに基づき、妊娠・出産期から就学前までの子育ての相談支援を行う予定であったが、就学後も続く子どもの成長に寄り添い、家庭と共に見守り続けることによって、行政と家庭が一体となった子育て安心のまちづくりが可能に

図 「大東市版ネウボラ」の支援体制



る部分が多く、教育と福祉の両方の視点から子育て家庭の支援を行う必要があることから、学校現場において福祉視点による行政機関や教育機関の連携構築、特に支援の必要な家庭の自立支援相談などを担うスクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)を「ネウボラ」に配置し、就学年齢の相談支援の対応に当たることとした。

**ネウボラにおける  
福祉・医療・教育の連携**

「ネウボラ」は、平成30年8月

なるとの結論に達し、その結果、福祉・保健医療・教育の3部門の連携により就学期も含めた相談対応を行う、子育て世代包括支援センター「ネウボラ」を設置するに至った。

設置に当たり、妊娠・出産期については保健医療部門が、幼児期については福祉・子ども部門が、それぞれ担当することとなり、就学期についてはは相談支援の内容が家庭教育に係

1日に開設し、当初は市民祭りや独自イベントでのPR活動など、ネウボラを知っていただくための取り組みを続けてきた。市民への浸透が進んだ現在では、子育て家庭の相談支援を担う、保健師、助産師、保育士、臨床心理士、SSWなどの専門的知識を持った利用者支援員が広範な年齢の子育て相談に当たっており、子どもと子育て家庭がいつでも気軽に訪れることのできる場として、日常的な利用の輪が広がっている。

「ネウボラ」は、3つの異なる部課が相互に連携しながら運営を行っており、それぞれが得意とする分野で力を発揮しながら、支援に必要な情報については柔軟に共有を図ることが、大きな強みとなっている。支援の内容は幅広く、妊娠期や産後の面接、両親学級、産後の母体・乳児ケア、乳幼児期

家庭訪問、子育て情報の交換や親子でゆっくり過ごせる場所の提供などさまざまな。特に、親子(母子)健康手帳を交付する妊娠届受付時の面談と、新生児訪問、生後6〜8カ月の第1子家庭を訪問する「にこにこ子育て訪問」は、ネウボラの利用者支援員が中心となって、出産・育児の不安や悩みの聞き取りを行い、全ての子育て家庭の状況を

把握できる貴重な機会となっている。令和3年度の妊娠届提出時のネウボラ面談件数は773件と、ほぼ全ての妊産婦がネウボラを訪れており、個別の相談についても毎月延べ50件近くの利用がある。「ネウボラ」には2カ所の相談室や乳幼児が遊ぶスペースが設けられており、他人に聞かれたくない悩みを抱えた家庭も安心して相談を行えることが、利用の拡大につながっている。

また、「大東市版ネウボラ」の取り組みとして力を入れているのが、家庭児童相談室や地域保健課、教育委員会との連携である。「大東市版ネウボラ」では、「ネウボラ」と家庭児童相談室、地域保健課を大東市保健医療福祉センター「すこやかセンター」の同一フロアに配置し、特に妊娠期から就学前の子どもの成長に関する連携体制の物理的な強化を図っている。本市においては従前より児童虐待防止の取り組みに注力しており、家庭児童相談室の児童虐待防止事業と地域保健課の母子保健事業が緊密に連携しながら、児童虐待の早期発見・防止に取り組んできたが、「ネウボラ」の多様なアプローチにより、子育て家庭の不安や悩みを的確に把握し、虐待



「ネウボラ」室内

を的確に把握し、虐待防止に取り組んできたが、「ネウボラ」の多様なアプローチにより、子育て家庭の不安や悩みを的確に把握し、虐待



「入学スタートギフト事業」の配布グッズ

の芽を摘み取るとともに、より支援の必要性の高いケースについては、ハイリスクアプローチとして家庭児童相談室に情報を引き継ぎ、迅速な対応が可能となっている。近年、本市における児童虐待の対応件数は、平成30年に728件だったものが、令和3年には607件と減少傾向となっており、「大東市版ネウボラ」の児童虐待を未然防止する役割が有効に機能しているものと考えている。

### 大阪産業大学との共同の取り組み

令和4年9月には、アウトリーチ型支援の一環として、来春小学1年生になる子どもと子育て中の家庭を対象とした就学前アンケートを実施し、回答いただいた方にオリジナルグッズをお渡しする「入学スタートギフト事業」を開始した。アン

ケートを通じて家庭の状況を把握し、支援を必要とする家庭への早期対応を目指す取り組みである。ネウボラの取り組みについては、子育て世代に近い、より若い目線による推進が望ましいものと考えており、この「入学スタートギフト事業」は、

本市内にある「大阪産業大学」と協定を締結し、ゼミ活動の一環として、グッズのデザインなどを学生たちが手掛けている。これにより、従来の取り組みでは見られなかった、若い世代ならではの斬新なデザインによる子育てグッズの提供が実現し、グッズを受け取られた子育て家庭からは、「かわいらしくて使いやすい」「ネウボラが身近に感じられる」と好評をいただいているところである。

### 今後に向けて

本市では、教育大綱の重点項目に「徹底的家庭応援」を掲げている。家庭環境の多様化に伴い、子育てに不安や悩みを抱える家庭は年々増加しており、行政、地域、企業などが子育て家庭を徹底して応援するまちづくりを進めることにより、社会の宝である子どもたちが安全に成長していく、そのための道筋をつくるのが大切であると考えている。「ネウボラ」は子育て支援の総合窓口であり、本市がこれからも全力で「徹底的家庭応援」に取り組むための拠点として、教育と福祉の連携を一層強化していきたい。

私が平成24年に本市の市長に就任してから、本年度12年目となる。この間、「大東市版ネウボラ」のほか、さまざまな子育て支援サービスに利用できる「大東市子育てスマイルサポート券」の交付や、送迎保育サービス、副

食費の無償化などの独自施策を盛り込んだ就学前教育・保育などの発展的拡充と並行し、本市のブランディングに注力してきた。高齢化が進み、人口減少傾向の著しい市北部地域において「第1期北条まちづくりプロジェクト（morinokiプロジェクト）」として、公民連携事業により市営住宅の建て替えや公園整備、事業者の誘致など、子育て世帯をターゲットとしたエリア開発を行い、本年度の「都市景観大賞」では、大賞を受賞させていただいた。引き続き第2期プロジェクトが進行中であり、地域の豊かな自然と市の資産を活用し、行ってみたい、住んでみたいと思っただけのまちづくりに今後も全力で取り組んでいく。

そして、令和5年度には、子ども・子育て支援を所管する本市福祉・子ども部子ども室を、「子ども家庭室」へと名称を改める。これからの本市の子ども・子育て施策は、従来型の保護者目線の取り組みに加えて、全ての子どもたちが等しく幸せに生まれ育つことのできる、子どもと家庭の両方に目を向けた支援へとますます力を注いでいく。「大東市版ネウボラ」の寄り添い型支援によって、健やかに育った子どもたちが、20年、30年先に、本市の発展を担う貴重な人材に成長していく、そんな未来を見据えて、今後も子ども・子育て家庭支援をさらに充実させていきたいと考えている。

# 子どもにやさしく、子育ての喜びを 実感できるまちづくり

臼杵市長(大分県)

中野五郎



## 臼杵市の概要

臼杵市は、大分県東南部に位置し豊後水道に面している。国宝臼杵石仏や城下町のたたずまいを今も残し、豊かな自然環境を生かした農業や漁業、醸造業、造船業、半導体製造業が盛んなまちである。

市内には400年以上前から続く発酵・醸造文化や、質素節約の中で知恵を絞って生まれた郷土料理など独自の食文化が発展してきた。令和3年11月にその食文化や有機農業の取り組みなど、これまで大切に守り育ててきた多様性・持続性が評価され、国内では2番目となる「ユネスコ創造都市ネットワーク(食文化分野)」に加盟が認められた。

このことは、本市の姿勢や魅力が世界的に評価されたものと考えられ、加盟を契機に本市の食文化を世界に発信し、産業振興につなげていきたいと考えている。

本市は、人口約3万5000人、高齢化率は40%を超え、人口減少・少子高齢化が進ん

でいる。このため子育て施策や高齢者福祉施策、移住・定住施策を重点施策に位置付け充実を図り、誰もが住みたい、住んでよかったと実感できる「住み心地一番のまちづくり」を目指し、さまざまな取り組みを進めている。

## 子ども子育て施策

若い世代が安心して子どもを産み育てることができるときの環境づくりとして、子育ての総合相談や子育て親子の交流の場となる子育て支援センター、通称「ちあぼーと」を平成28年1月に開設した。

目指したのは、フィンランドの「ネウボラ(妊娠期から出産、子どもの就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で運営する拠点)」で、その理念に学び、地域特性を生かし、発展させた取り組みを進めた。

この取り組みは、国が平成28年に自治体に設置を目指すこととなった「子育て世代包括支援センター」を先取りする形での設置となり、「臼杵市版ネウボラ」として運営している。

ちあぼーとには、親子などが気軽に集い遊べる場やプライバシーに配慮した相談室を設けている。これまで、異なる部署に配置していた「児童福祉」と「母子保健」を「子ども子育て課」に統合するとともに、ちあぼーと内に設置した。妊娠期から18歳までのさまざまな相談や行政手続きにワンストップで対応し、切れ目のない支援を行っている。

来所した保護者などには、子育て支援コーナー「デイネーター」が寄り添って潜在的な困りごとなどを把握し、必要に応じて専門職につなぎ、支援プランを策定し継続した支援を行っている。相談支援体制は、保健師、家庭児童相談員、臨床心理士など専門職の相談員で構成されており、今では「子どもに関することは、ちあぼーとで」という共通認識が子育て世代や関係機関に浸透し、開設当初から好評を得て、来所者は年間1万2000人を超える。

さらに、市内4カ所に設置した「地域子育て支援拠点施設」は、相談や親子同士の交流の場となっており、成長や発達で気になる子ど

もや保護者の悩みなどは、ちあぼーとと情報共有し、連携しながら継続支援を行っている。

ちあぼーと開設以来、ライフステージに応じて包括的に切れ目なく、支援サービスの提供や保育の環境充実、保健指導などを積極的に行っている。さらに幼児・児童教育分野や障がい児、医療分野などと垣根を越えて連携し、対応している。

妊娠期においては、安心・安全な出産を支援するため、令和元年度から、妊産婦医療費の自己負担分を助成する「妊産婦医療費助成制度」を九州で初めて導入し、妊娠期の疾病の早期発見・早期治療を促進するとともに、経済的な負担軽減を図っている。

出産以降、保健師や看護師が乳幼児家庭を全戸訪問し、産後の母子の状況や育児指導に加え、家庭環境の確認とともに児童虐待のり

スク把握もチェックするなど、必要に応じて見守り強化を図っている。

出生のお祝いには、市内店舗などで使用できる2万円分の商品券を贈呈している。

子育て・児童期には、子どもの発育や親の子育て負担の軽減に注力し、子育てしやすい環境を目指している。具体的には、「子ども医療費助成制度」は中学生までの通院と入院を無償化し、さらに、小児科医院に併設の病児病後児保育室ではICTを導入し、利用しやすく安心して預けられ、子育てと仕事の両立を願う子育て世帯に好評を得ている。

また、臨床心理士と保健師が定期的に各家庭を巡回療育訪問し、子どもとの関わり方について、助言・情報共有などにより、連携を図っている。さらに、5歳児には、教育委員会と連携して健診および相談会を行い、スムーズな就学に向けた支援を行っている。

11ある保育所・認定こども園に通う子どもたちは、待機児童ゼロで伸び伸び過ごしている。また、保育にかかる保護者の経済的負担の軽減として、国が行う3歳以上の保育料無償化に合わせ給食の副食費の一部助成を始め、0〜2歳児の第2子以降の保育料無償化も実施している。

### 食と農泊体験

食は子どもたちの健やかな成長に欠かせないものである。このため「学校給食」では、次の2点の取り組みに重点を置いている。

1点目は、きめ細かい食物アレルギー対応である。アレルギーが認められる子どもにも、みんなと同じように給食を食べることができるよう、アレルギー対応給食を作っている。令和4年10月現在で対応を必要とする児童・生徒は65名を数え、対応する食品数は26品目に及び、アレルギー対応専門の栄養士を配置している。

2点目は、地元で有機栽培された野菜を給食に提供する「ほんまもん農産物」(市長が認定する有機栽培された野菜) 使用率向上の取り組みである。子どもたちにより安全で安心な給食を食べさせたいという考えの下、「ほんまもん農産物」を給食に使用している。有機で栽培された野菜は手間をかけて栽培するため、通常の野菜より高価格であり、使用率が向上するほど食材の購入費は高騰する。そこで、給食費を値上げすることなく、通常野菜と「ほんまもん農産物」の価格の差額分を市が負担している。近い将来には、給食で使用する野菜の50%を「ほんまもん農産物」にすることを目標としている。

10年前から全小学校の5年生に市内の農家に宿泊し、農村の普段の暮らしを体験する農泊体験学習を行っている。

子どもたちは、稲刈りや野菜の収穫、郷土料理作りなど、農家の仕事や農業の大切さを学び、自然と共に生きる暮らしを体験している。また、親元を離れて、受け入れ家庭の方や友だちと一緒に生活し、人と触れ合った



ちあぼーとの内観(上)と外観(下)



農泊で稲刈り体験

めのマナーやあいさつなどについても学んでいる。

多くの感動を味わい、感謝する気持ちやつながることの大切さを学ぶことができる。評価されている。

### 石仏ねっと

本市には「白杵石仏ねっと」というICTを活用した医療・介護情報連携ネットワーク

が整備されている。医院・薬局・介護施設・消防署・市の担当部局などの参加施設で加入者の病名、薬、検査結果などの情報を共有するシステムで、施設参加率は97%、市民の70%の方が加入しており、疾病の早期発見や薬の服用・検査などの重複チェックに成果を上げ、市民の健康づくりに寄与している。

また、母子手帳アプリ「ちあほっと」と連携し「石仏ねっと」を介して、本市や医療機関が管理する予防接種情報や乳幼児健診結果がアプリ内で受け取ることができるなど、電子ならではの便利な機能により「母子健康手帳」を補完している。

今後は、児童・生徒の学校健診情報、その

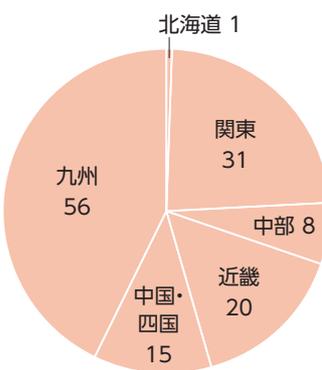
他の検診情報、疾病情報についても「石仏ねっと」と連携し、健康管理や疾病の早期予防・早期発見につながるよう、活用を検討している。児童・生徒の情報が追加されれば、生まれてから人生の最期まで市民の健康を守るシステムが完成する。

### 住み心地ランキングにみる移住施策

子ども子育て施策をはじめとした市民の暮らしを支えていくための取り組みを丁寧を重ね、一定の評価を得ている。

その一例として、「2022年版『住みたい田舎』ベストランキング」(宝島社)において、人口3万人以上5万人未満のまちで、シニア世代部門で第1位、子育て部門と若者部門で第2位となり、5年連続で上位にランクインするなど、都市部からの移住候補地として注目されている。

大分県内を除く地方別の移住世帯数(n=131)



平成27年度から令和3年度までの移住者は689世帯1573名で、そのうち39歳以下が1085名(約69%)、15歳以下が427名(約27%)を占め、子育て世帯の移住が多いという特徴がある。若年世帯向けの移住支援施策のほか、定住を支援するためのサポーター制度の実施や、移住者と市民が身近な問題を共有しながら交流を深めるフューアアップのためのイベントなども企画・実施している。

### 今後の課題・展望

ちあほっとを中心に関係機関と連携し、包括的に切れ目のない伴走型での支援を行い、市民には、ちあほっとを訪問・相談すれば大丈夫という安心感が醸成され、満足度・必要度共に高い評価を得ている。

今後の課題としては、子育てと仕事が両立できる環境の拡充が求められる。具体的には、住宅・雇用創出・結婚支援など総合的・横断的な施策が必要である。一方で、孤立化や近年クローズアップされるヤングケアラー問題にも向き合う必要性を痛感している。

令和5年度から「こども家庭庁」が設置される。国の動向にも注視しながら、一人一人を大切にすきめ細やかで重層的な支援により「子どもにやさしく、子育ての喜びが実感できるまち白杵」の実現へ向け、取り組みを一層充実強化していきたい。